平成31年　№35

〇国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程

〇国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則等の一部を改正する規則

〇東京学芸大学外国人留学生奨学生選考要項等の一部を改正する要項

〇私費外国人奨学生の選考等に関する申合せの一部を改正する申合せ

〇正門通りのバナーの設置に関する取扱いの一部を改正する取扱い

〇東京学芸大学短期留学プログラム実施要領等の一部を改正する要領

〇自己点検評価に関するデータの活用について等の一部改正

改正理由

委員会等の再編及び事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

委員会等の再編及び事務組織の再編に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，関係審議機関には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成31年規程第28号

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）
(2) 東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程（平成25年規程第５号）
(3) 国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程（平成29年規程第21号）
(4) 東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号）
(5) 特命教授等の選考に関する特例規程（平成16年規程第49号）
(6) 東京学芸大学施設の有効活用に関する規程（平成12年規程第７号）

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成31年規則第４号

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則（平成29年規則第21号）

(2) 国立大学法人東京学芸大学情報システム管理運用規則（平成30年規則第９号）

東京学芸大学外国人留学生奨学生選考要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

東京学芸大学外国人留学生奨学生選考要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学外国人留学生奨学生選考要項（平成19年３月23日制定）
(2) 国立大学法人東京学芸大学防犯カメラ設置・運用要項（平成23年３月17日制定）
(3) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項（平成20年７月10日制定）
(4) 広報担当ネットワーク及び広報モニター実施要項（平成29年４月20日制定）
(5) 国立大学法人東京学芸大学ケヤキ広場展示作品選定部会要項（平成26年７月２日制定）

私費外国人奨学生の選考等に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

私費外国人奨学生の選考等に関する申合せの一部を改正する申合せ（案）

私費外国人奨学生の選考等に関する申合せ（平成17年３月24日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

正門通りのバナーの設置に関する取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

正門通りのバナーの設置に関する取扱いの一部を改正する取扱い

正門通りのバナーの設置に関する取扱い（平成22年11月５日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領等の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領等の一部を改正する要領

次に掲げる要領の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学短期留学プログラム実施要領（平成14年５月９日制定）

(2) 東京学芸大学短期留学プログラムカリキュラム実施要領（平成15年６月５日制定）

自己点検評価に関するデータの活用について等の一部を次のように改正する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

自己点検評価に関するデータの活用について等の一部改正

自己点検評価に関するデータの活用について等の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 自己点検評価に関するデータの活用について（平成23年７月20日制定）
(2) 危機管理マニュアルの作成等に関する基本方針（平成17年10月13日制定）
(3) 国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する広告の規格等について（平成29年10月19日制定）
(4) 国立大学法人東京学芸大学知的財産ポリシー（平成19年２月27日制定）
(5) 国立大学法人東京学芸大学利益相反マネジメントポリシー（平成24年10月25日制定）

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（実施体制） 第２条　自己点検評価を実施し，並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は，役員会の求めに応じて，戦略評価推進本部が行う。	（実施体制） 第２条　自己点検評価を実施し，並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は，役員会の求めに応じて，戦略評価室が行う。
〔省略〕	〔省略〕
（諸活動等の点検評価） 第４条　諸活動等の点検評価は，戦略評価推進本部が点検評価を行う組織の単位，点検評価の項目，様式，手続きの詳細その他必要な事項を定め，実施する。 ２　諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は，所定の期日までに自己点検結果を戦略評価推進本部長に提出する。 ３　戦略評価推進本部は，前項の自己点検結果を整理し学内に公表するとともに，自己点検結果を分析し，学長に報告する。	（諸活動等の点検評価） 第４条　諸活動等の点検評価は，戦略評価室が点検評価を行う組織の単位，点検評価の項目，様式，手続きの詳細その他必要な事項を定め，実施する。 ２　諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は，所定の期日までに自己点検結果を戦略評価室長に提出する。 ３　戦略評価室は，前項の自己点検結果を整理し学内に公表するとともに，自己点検結果を分析し，学長に報告する。
〔省略〕	〔省略〕
第９条　認証評価及び法人評価を受けるにあたっては，評価機関等の示す実施要領等に基づき，戦略評価推進本部が，本学の対応について，その詳細を定めるものとする。 ２　戦略評価推進本部は，学内の組織に対して，認証評価及び法人評価への対応のために必要な点検及び評価の実施，資料・データの提出等を求めることができる。	第９条　認証評価及び法人評価を受けるにあたっては，評価機関等の示す実施要領等に基づき，戦略評価室が，本学の対応について，その詳細を定めるものとする。 ２　戦略評価室は，学内の組織に対して，認証評価及び法人評価への対応のために必要な点検及び評価の実施，資料・データの提出等を求めることができる。
〔省略〕	〔省略〕
（改善措置の提言） 第１２条　戦略評価推進本部は，自己点検評価，認証評価及び法人評価の評価結果に基づき，学長に対し，改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。	（改善措置の提言） 第１２条　戦略評価室は，自己点検評価，認証評価及び法人評価の評価結果に基づき，学長に対し，改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。
〔省略〕	〔省略〕

（本部員等の義務） 第１４条　自己点検評価の実施にかかわる戦略評価推進本部員その他の者は，自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに，守秘義務を遵守しなければならない。 （評価資料及びデータ） 第１５条　自己点検評価，認証評価及び法人評価に当たり収集した資料及びデータは，戦略評価推進本部が適切な方法で管理する。 ２　前項の資料及びデータについては，役員会の議を経て，大学運営のための基礎資料として活用することができる。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	（室員等の義務） 第１４条　自己点検評価の実施にかかわる戦略評価室員その他の者は，自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに，守秘義務を遵守しなければならない。 （評価資料及びデータ） 第１５条　自己点検評価，認証評価及び法人評価に当たり収集した資料及びデータは，戦略評価室が適切な方法で管理する。 ２　前項の資料及びデータについては，役員会の議を経て，大学運営のための基礎資料として活用することができる。 〔省略〕

東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　機構は，次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 学系長 (4) 附属学校運営部長 (5) プロジェクトリーダー (6) 部長 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者　若干名（機構長等） 〔省略〕 附　則 この規程は、平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第４条　機構は，次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 学系長 (4) 附属学校運営部長 (5) センター長協議会議長 (6) プロジェクトリーダー (7) 部長 (8) その他必要に応じて学長が委嘱する者　若干名（機構長等） 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （目的） 第２条　オフィスは，東京学芸大学（以下「本学」という。）のアドミッションポリシーに基づく入学者選抜を実施するための調査研究を行い，分析したデータを基に中長期的な入学者選抜方法の在り方等を検討するとともに，戦略評価推進本部及び広報戦略推進本部と連携をとりながら入試広報を進め，継続的に優秀な学生を確保することにより，本学の教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （目的） 第２条　オフィスは，東京学芸大学（以下「本学」という。）のアドミッションポリシーに基づく入学者選抜を実施するための調査研究を行い，分析したデータを基に中長期的な入学者選抜方法の在り方等を検討するとともに，戦略評価室及び広報戦略室と連携をとりながら入試広報を進め，継続的に優秀な学生を確保することにより，本学の教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。 〔省略〕

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 第８条　委員会は，次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 学系長 (2) 講座主任 (3) 総合教育科学系の教授会にあっては候補者が所属していたセンターの長 (4) 自然科学系の教授会にあっては理科教員高度支援センター長 ２　委員会に委員長を置き，学系長をもってこれにあてる。 ３　第１項第２号の規定にかかわらず，やむを得ない事由により講座主任を委員とすることができないときは，当該講座の他の者をもって委員とすることができる。 ４　第１項第４号の規定にかかわらず，やむを得ない事由により理科教員高度支援センター長を委員とすることができないときは，同センターに所属する者をもって委員とすることができる。 〔省略〕 附　則 この規程は、平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 第８条　委員会は，次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 学系長 (2) 講座主任 (3) 総合教育科学系の教授会にあってはセンター長協議会議長 (4) 自然科学系の教授会にあっては理科教員高度支援センター長 ２　委員会に委員長を置き，学系長をもってこれにあてる。 ３　第１項第２号の規定にかかわらず，やむを得ない事由により講座主任を委員とすることができないときは，当該講座の他の者をもって委員とすることができる。 ４　第１項第３号の規定にかかわらず，やむを得ない事由によりセンター協議会議長を委員とすることができないときは，同協議会委員をもって委員とすることができる。 ５　第１項第４号の規定にかかわらず，やむを得ない事由により理科教員高度支援センター長を委員とすることができないときは，同センターに所属する者をもって委員とすることができる。 〔省略〕

特命教授等の選考に関する特例規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （選考） 第２条　前条に定める者を雇用する場合は，東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）にかかわらず，教員人事会議の議を経て，学長が雇用できるものとする。 ２　前項により雇用されたことのある者を，選考された職と同一の職及び任務等で雇用するときは，教員人事会議の審議を省略し，学長が雇用できるものとする。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （選考） 第２条　前条に定める者を雇用する場合は，東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）にかかわらず，教員人事委員会の議を経て，学長が雇用できるものとする。 ２　前項により雇用されたことのある者を，選考された職と同一の職及び任務等で雇用するときは，教員人事委員会の審議を省略し，学長が雇用できるものとする。 〔省略〕

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （調査） 第５条　国立大学法人東京学芸大学施設整備会議（以下「施設整備会議」という。）は，施設の有効活用の観点から全学の施設の使用実態に係る問題点を把握するために必要な意見聴取手続を含む調査を実施することができる。 （報告及び使用再編の提言） 第６条　施設整備会議は，前条の調査結果を学長に報告するとともに，その検討に基づき施設使用の再編を必要と判断した場合，併せて再編に係る基本方針案を作成して学長に提言するものとする。 〔省略〕 （補則） 第１４条　この規程に定めるもののほか，この規程の運用に関し必要な事項は，施設整備会議が別に定める。 附　則 この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （調査） 第５条　施設整備委員会（以下「委員会」という。）は，施設の有効活用の観点から全学の施設の使用実態に係る問題点を把握するために必要な意見聴取手続を含む調査を実施することができる。 （報告及び使用再編の提言） 第６条　委員会は，前条の調査結果を学長に報告するとともに，その検討に基づき施設使用の再編を必要と判断した場合，併せて再編に係る基本方針案を作成して学長に提言するものとする。 〔省略〕 （補則） 第１４条　この規程に定めるもののほか，この規程の運用に関し必要な事項は，委員会が別に定める。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （広告の募集） 第４条　広報戦略推進本部は，広告掲載の募集を随時行うことができる。 （広告掲載の手続き） 第５条　広告掲載を希望する者は，国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載申請書（様式第１号）により，学長に申請するものとする。 ２　前項の申請を受けたときは，広報戦略推進本部の議を経て役員会において第３条の基準に基づき掲載の可否を決定し，結果を国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。 〔省略〕 （広告の規格及び掲載料） 第７条　広告媒体に掲載する広告の規格，掲載料及び掲載期間は，広報戦略推進本部が別に定める。 〔省略〕 附　則 この規則は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （広告の募集） 第４条　広報戦略室は，広告掲載の募集を随時行うことができる。 （広告掲載の手続き） 第５条　広告掲載を希望する者は，国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載申請書（様式第１号）により，学長に申請するものとする。 ２　前項の申請を受けたときは，広報戦略室の議を経て役員会において第３条の基準に基づき掲載の可否を決定し，結果を国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。 〔省略〕 （広告の規格及び掲載料） 第７条　広告媒体に掲載する広告の規格，掲載料及び掲載期間は，広報戦略室が別に定める。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学情報システム管理運用規則の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （違反行為の発見・報告） 第２１条　情報システムの利用規則に違反する行為（以下「違反行為」という。）を発見又はその報告を受けた者は，本学情報セキュリティインシデント対応手順書，及び東京学芸大学情報セキュリティ会議（以下「情報セキュリティ会議」という。）が定めた緊急時対応に従い対応しなければならない。 （違反行為への対応） 第２２条　最高情報セキュリティ責任者は，違反行為の報告を受けた場合及び自らが違反行為を知った場合には，速やかに調査を行い，事実を確認しなければならない。事実の確認にあたっては，可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。 ２　最高情報セキュリティ責任者は，調査によって違反行為が判明したときには，次に掲げる措置を講ずることができる。措置を講じるかの判断にあたっては，必要に応じて情報セキュリティ会議の判断を求めるものとする。 (1)～(5)　〔省略〕 ３～５　〔省略〕 （例外措置） 第２３条　利用者等は，やむを得ない理由により例外措置の適用を受けようとする場合は，最高情報セキュリティ責任者に申請することができる。 ２　最高情報セキュリティ責任者は，利用者等による例外措置の適用の申請があった場合，情報セキュリティ会議の議を経て，適用の可否を決定しなければならない。また，決定の際に，次の項目を含む例外措置の適用審査記録を作成する。 (1)～(3)　〔省略〕 ３　〔省略〕 第５章　インシデント対応 （インシデント対応） 第２４条　最高情報セキュリティ責任者は，情報セキュリティインシデントが発生した場合は，セキュリティインシデント対応手順書及び情報セキュリティ会議が定めた緊急時対応等に従って対応しなければならない。	〔省略〕 （違反行為の発見・報告） 第２１条　情報システムの利用規則に違反する行為（以下「違反行為」という。）を発見又はその報告を受けた者は，本学情報セキュリティインシデント対応手順書，及び情報セキュリティ委員会が定めた緊急時対応に従い対応しなければならない。 （違反行為への対応） 第２２条　最高情報セキュリティ責任者は，違反行為の報告を受けた場合及び自らが違反行為を知った場合には，速やかに調査を行い，事実を確認しなければならない。事実の確認にあたっては，可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。 ２　最高情報セキュリティ責任者は，調査によって違反行為が判明したときには，次に掲げる措置を講ずることができる。措置を講じるかの判断にあたっては，必要に応じて情報セキュリティ委員会の判断を求めるものとする。 (1)～(5)　〔省略〕 ３～５　〔省略〕 （例外措置） 第２３条　利用者等は，やむを得ない理由により例外措置の適用を受けようとする場合は，最高情報セキュリティ責任者に申請することができる。 ２　最高情報セキュリティ責任者は，利用者等による例外措置の適用の申請があった場合，情報セキュリティ委員会の議を経て，適用の可否を決定しなければならない。また，決定の際に，次の項目を含む例外措置の適用審査記録を作成する。 (1)～(3)　〔省略〕 ３　〔省略〕 第５章　インシデント対応 （インシデント対応） 第２４条　最高情報セキュリティ責任者は，情報セキュリティインシデントが発生した場合は，セキュリティインシデント対応手順書，及び情報セキュリティ委員会が定めた緊急時対応等に従って対応しなければならない。

〔省略〕 第７章　教育・研修 （情報セキュリティ対策の教育） 第２６条　最高情報セキュリティ責任者は，教職員等に対し，情報セキュリティ対策の教育を実施しなければならない。 ２　情報セキュリティ対策に関する教育については，情報セキュリティ会議が策定する情報セキュリティ教育計画に従い実施しなければならない。 第８章　評価 （自己点検に関する年度計画の策定） 第２７条　最高情報セキュリティ責任者は，情報セキュリティ会議の議を経て，自己点検に関する年度計画を策定しなければならない。 〔省略〕 第９章　雑則 （規則の改廃） 第３３条　この規則の改廃は，情報セキュリティ会議の議を経て学長が定める。 〔省略〕 附　則 この規則は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 第７章　教育・研修 （情報セキュリティ対策の教育） 第２６条　最高情報セキュリティ責任者は，教職員等に対し，情報セキュリティ対策の教育を実施しなければならない。 ２　情報セキュリティ対策に関する教育については，情報セキュリティ委員会が策定する情報セキュリティ教育計画に従い実施しなければならない。 第８章　評価 （自己点検に関する年度計画の策定） 第２７条　最高情報セキュリティ責任者は，情報セキュリティ委員会の議を経て，自己点検に関する年度計画を策定しなければならない。 〔省略〕 第９章　雑則 （規則の改廃） 第３３条　この規則の改廃は，情報セキュリティ委員会の議を経て学長が定める。 〔省略〕

東京学芸大学外国人留学生奨学生選考要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （選考及び決定） 第３条　奨学生は，国際戦略推進本部の選考を経て学長が決定する。 ２　前項の選考は，私費外国人奨学生については「私費外国人奨学生の選考等に関する申合せ」によって行い，国費外国人留学生については「国費外国人留学生（国内採用）の選考等に関する申合せ」によって行うものとする。 ３　前項の「私費外国人奨学生の選考等に関する申合せ」及び「国費外国人留学生（国内採用）の選考等に関する申合せ」は，国際戦略推進本部が別に定める。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （選考） 第３条　奨学生の選考は，国際戦略推進本部留学プログラム実施部会の議を経て学長が行う。 ２　前項の選考は，私費外国人奨学生については「私費外国人奨学生の選考等に関する申合せ」によって行い，国費外国人留学生については「国費外国人留学生（国内採用）の選考等に関する申合せ」によって行うものとする。 ３　前項の「私費外国人奨学生の選考等に関する申合せ」及び「国費外国人留学生（国内採用）の選考等に関する申合せ」は，国際戦略推進本部留学プログラム実施部会が別に定める。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学防犯カメラ設置・運用要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （設置） 第３条　防犯カメラの設置は，構内の安全を確保し，犯罪を未然に防止する目的を達成するため，最小限度の必要な場所に，最小限の台数を設置するものとし，撮影範囲は，この目的に照らして適切になるよう調整することとする。 ２　防犯カメラの設置に際しては，国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平17程第29号。以下「危機管理規程」という。）に定める危機管理会議においてその必要性等を検討のうえ，学長の許可を得るものとする。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （設置） 第３条　防犯カメラの設置は，構内の安全を確保し，犯罪を未然に防止する目的を達成するため，最小限度の必要な場所に，最小限の台数を設置するものとし，撮影範囲は，この目的に照らして適切になるよう調整することとする。 ２　防犯カメラの設置に際しては，国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平17程第29号。以下「危機管理規程」という。）に定める危機管理委員会においてその必要性等を検討のうえ，学長の許可を得るものとする。 〔省略〕

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （開設承認等） 第３条　学長が戦略的配置教員に係る選考委員会を開設するときは，教員候補者選考委員会開設申請書（様式第１）により，教員人事会議の承認を得なければならない。 〔省略〕 （再任の手続き） 第１３条　戦略的配置教員の再任については，当該プロジェクトの推進委員会等の上申を受け，教員人事会議の議を経て学長が決定する。 〔省略〕 様式第１ 平成　　年　　月　　日 教員人事会議議長　殿 東京学芸大学長 ○○○○　印 教員候補者選考委員会開設申請書（戦略的配置教員） 〔省略〕 〔省略〕 附　則 この要項は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （開設承認等） 第３条　学長が戦略的配置教員に係る選考委員会を開設するときは，教員候補者選考委員会開設申請書（様式第１）により，教員人事委員会の承認を得なければならない。 〔省略〕 （再任の手続き） 第１３条　戦略的配置教員の再任については，当該プロジェクトの推進委員会等の上申を受け，教員人事委員会の議を経て学長が決定する。 〔省略〕 様式第１ 平成　　年　　月　　日 教員人事委員会委員長　殿 東京学芸大学長 ○○○○　印 教員候補者選考委員会開設申請書（戦略的配置教員） 〔省略〕 〔省略〕

広報担当ネットワーク及び広報モニター実施要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編及び事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
第１章　総則 （趣旨） 第１条　この要項は，国立大学法人東京学芸大学広報戦略推進本部要項（平成31年３月７日制定）第７条及び第８条の規定に基づき，広報担当ネットワーク及び広報モニターの実施について，必要な事項を定めるものとする。 第２章　広報担当ネットワーク （組織） 第２条　広報担当ネットワークは，次に掲げる者（以下「広報担当」という。）をもって組織する。 (1) 次に掲げる各課の筆頭係長又はこれに準ずる者 学務部学務課，学務部教育企画課，学務部学生課，学務部キャリア支援課，学務部入試課，学務部国際課，総務部総務課，総務部人事課，総務部広報企画課，総務部附属学校課，総務部学術情報課，総務部情報基盤課，財務・研究推進部財務課，財務・研究推進部経理課，財務・研究推進部施設課，財務・研究推進部研究支援課 (2) 財務・研究推進部学系支援課各係長 (3) 総務部広報企画課副課長 (4) 総務部広報企画課広報係長 （実施内容） 第３条　前条第１項第１号及び第２号の広報担当は，所属する部課等における東京学芸大学（以下「本学」という。）の情報及び広報に対する意見等を収集し，ＯＰＳ－全事務共通，学芸ポータル等を活用し，大学公式ウェブサイトへの掲載，学外情報誌等への掲載，報道機関等への発信等について，随時広報企画課に情報の提供を行う。 ２　前条第１項第１号及び第２号の広報担当は，所属する部課等における月別イベントの情報を，定期的にＯＰＳ－全事務共通に入力する。 ３　前２項の場合において，総務部総務課にあっては基金事務室，総務部人事課にあっては男女共同参画支援室，総務部学術情報課にあっては大学史資料室事務室，財務・研究推進部施設課にあっては学芸の森環境機構における情報を含むものとする。 ４　広報担当ネットワークは，必要に応じて座長が広報担当を招集し会議を開催する。なお，会議には，広報戦略推進本部の本部員が出席できるものとする。 （広報戦略推進本部による情報の発信及び収集）	第１章　総則 （趣旨） 第１条　この要項は，国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程（平成24年規程第２号）第６条及び第７条の規定に基づき，広報担当ネットワーク及び広報モニターの実施について，必要な事項を定めるものとする。 第２章　広報担当ネットワーク （組織） 第２条　広報担当ネットワークは，次に掲げる者（以下「広報担当」という。）をもって組織する。 (1) 次に掲げる各課の筆頭係長又はこれに準ずる者 学務部学務課，学務部教育企画課，学務部学生課，学務部キャリア支援課，学務部入試課，学務部国際課，教育研究支援部研究支援課，教育研究支援部学術情報課，教育研究支援部情報基盤課，総務部総務課，総務部人事課，総務部広報企画課，総務部附属学校課，財務施設部財務課，財務施設部経理課，財務施設部施設課 (2) 教育研究支援部学系支援課各係長 (3) 総務部広報企画課副課長 (4) 総務部広報企画課広報係長 （実施内容） 第３条　前条第１項第１号及び第２号の広報担当は，所属する部課等における東京学芸大学（以下「本学」という。）の情報及び広報に対する意見等を収集し，ＯＰＳ－全事務共通，学芸ポータル等を活用し，大学公式ウェブサイトへの掲載，学外情報誌等への掲載，報道機関等への発信等について，随時広報企画課に情報の提供を行う。 ２　前条第１項第１号及び第２号の広報担当は，所属する部課等における月別イベントの情報を，定期的にＯＰＳ－全事務共通に入力する。 ３　前２項の場合において，学務部キャリア支援課にあっては学芸カフェテリアオフィス，総務部総務課にあっては基金事務室，総務部人事課にあっては男女共同参画支援室，財務施設部施設課にあっては学芸の森環境機構における情報を含むものとする。 ４　広報担当ネットワークは，必要に応じて座長が広報担当を招集し会議を開催する。なお，会議には，広報戦略室の室員が出席できるものとする。 （広報企画室による情報の発信及び収集）

第４条　広報担当ネットワークにより集められた情報は，広報企画課が効率よく効果的に発信するとともに，広報戦略推進本部において整理し，広報を所掌する副学長から定期的に学長・副学長等連絡会等に情報提供する。 ２　広報担当ネットワークを補完するため，広報企画課は，次の各号に掲げる広報担当を配置しない組織及び本学と関係する団体等と連携を図るものとする。 ⑴ 学長室，監査室，総務部教育インキュベーション推進担当 ⑵ 日本教育大学協会，一般財団法人教員養成評価機構，一般社団法人教育支援人材認証協会，特定非営利活動法人東京学芸大こども未来研究所（学芸の森保育園を含む。），ノート・カフェ，辟雍会，東京学芸大学出版会 ⑶ その他連携が必要な組織及び団体等 第３章　広報モニター （構成等） 第５条　広報モニターは，一定の期間広報戦略推進本部が委嘱する広報モニター（以下「期間モニター」という。）及び随時募集する広報モニター（以下「随時モニター」という。）とする。 ２　期間モニターの委嘱期間は，１年を限度とし，適宜更新できるものとする。 ３　期間モニターの委嘱は，本学職員，学生及び本学のステークホルダー等のうちから広報戦略推進本部長が行うものとする。 ４　期間モニターの数は，広報戦略推進本部が適宜定める。 ５　随時モニターは，広報企画課に意見を寄せるほか，希望により広報戦略推進本部の会議に出席し，発言及び意見交換を行う。 （実施内容） 第６条　期間モニターによるモニタリングは，広報戦略推進本部が必要に応じて事項を定めて実施する。 ２・３　〔省略〕 ４　随時モニターからの意見は，広報企画課が取りまとめ，広報戦略推進本部で扱う。 ５　随時モニターが広報戦略推進本部の会議に出席する場合は，１回につき２名までとする。 ６　〔省略〕 〔省略〕 附　則 この要項は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	第４条　広報担当ネットワークにより集められた情報は，広報企画課が効率よく効果的に発信するとともに，広報戦略室において整理し，広報を所掌する副学長から定期的に学長・副学長等連絡会等に情報提供する。 ２　広報担当ネットワークを補完するため，広報企画課は，次の各号に掲げる広報担当を配置しない組織及び本学と関係する団体等と連携を図るものとする。 ⑴ 学長室，監査室，大学史資料室，総務部教育インキュベーション推進担当 ⑵ 日本教育大学協会，一般財団法人教員養成評価機構，一般社団法人教育支援人材認証協会，特定非営利活動法人東京学芸大こども未来研究所（学芸の森保育園を含む。），ノート・カフェ，辟雍会，東京学芸大学出版会 ⑶ その他連携が必要な組織及び団体等 第３章　広報モニター （構成等） 第５条　広報モニターは，一定の期間広報戦略室が委嘱する広報モニター（以下「期間モニター」という。）及び随時募集する広報モニター（以下「随時モニター」という。）とする。 ２　期間モニターの委嘱期間は，１年を限度とし，適宜更新できるものとする。 ３　期間モニターの委嘱は，本学職員，学生及び本学のステークホルダー等のうちから広報戦略室長が行うものとする。 ４　期間モニターの数は，広報戦略室が適宜定める。 ５　随時モニターは，広報企画課に意見を寄せるほか，希望により広報戦略室の会議に出席し，発言及び意見交換を行う。 （実施内容） 第６条　期間モニターによるモニタリングは，広報戦略室が必要に応じて事項を定めて実施する。 ２・３　〔省略〕 ４　随時モニターからの意見は，広報企画課が取りまとめ，広報戦略室で扱う。 ５　随時モニターが広報戦略室の会議に出席する場合は，１回につき２名までとする。 ６　〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学ケヤキ広場展示作品選定部会要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編及び事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
国立大学法人東京学芸大学施設整備会議ケヤキ広場展示作品選定部会要項 （設置） 第１条　国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程（平成25年規程第18条。以下「規程」という。）第９条第１項及び第３項の規定に基づき，施設整備会議に，ケヤキ広場展示作品選定部会（以下「部会」という。）を置く。 〔省略〕 （組織） 第３条　部会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 規程第４条第２号の委員　１名 (2) 規程第４条第５号の委員 (3) 附属図書館長 (4) 学芸の森環境機構長 (5) 芸術・スポーツ科学系から選出された者　２名 (6) 学務部長 (7) 第５条第１項の部会長が委嘱した者　若干名 〔省略〕 （報告） 第８条　部会長は，部会において審議した事項を施設整備会議に報告しなければならない。 （庶務） 第９条　部会の庶務は，財務・研究推進部施設課が処理する。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	国立大学法人東京学芸大学ケヤキ広場展示作品選定部会要項 （設置） 第１条　国立大学法人東京学芸大学施設整備委員会規程（平成25年規程第18条）第７条第１項及び第３項の規定に基づき，施設整備委員会に，ケヤキ広場展示作品選定部会（仮称）（以下「部会」という。）を置く。 〔省略〕 （組織） 第３条　部会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 施設整備委員会規程第３条第２号の委員　１名 (2) 施設整備委員会規程第３条第５号の委員　１名 (3) 附属図書館長　１名 (4) 学芸の森環境機構長　１名 (5) 芸術・スポーツ科学系から選出された者　２名 (6) 学務部長　１名 (7) 第５条第１項の部会長が委嘱した者　若干名 〔省略〕 （報告） 第８条　部会長は，部会において審議した事項を施設整備委員会に報告しなければならない。 （庶務） 第９条　部会の庶務は，財務施設部施設課が処理する。 〔省略〕

私費外国人奨学生の選考等に関する申合せの一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 Ⅱ　選考の時期等 　選考時期は，春期及び秋期の年２回とし，当該年度対象及び次年度対象の日本学生支援機構，財団法人等の奨学金とする。 Ⅲ　選考 　選考は，国際戦略推進本部が行う。 〔省略〕 　附　則 この申合せは，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 Ⅱ　選考の時期等 　選考は，春期及び秋期の年２回とし，当該年度対象及び次年度対象の日本学生支援機構，財団法人等の奨学金とする。 Ⅲ　選考委員会 　選考委員会は，国際戦略本部会議留学プログラム実施部会委員をもって組織する。 〔省略〕

正門通りのバナー設置に関する取扱いの一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （申請） 第４　バナーを設置しようとする者（以下，「申請者」という。）は，別紙様式により，原則として，設置開始予定日の属する月の２カ月前の月末までに，広報戦略推進本部長に申請することとする。 （許可） 第５　広報戦略推進本部長は，申請者から申請があったときは，申請内容を確認し，設置許可期間を付して許可決定する。 ２　広報戦略推進本部長は，申請の内容について修正を要すると判断した場合は，修正の指示を付して許可決定する。 ３　広報戦略推進本部長は，設置希望期間が重複する複数の申請を受け付けた場合，優先順位を，大学主催，大学共催，大学後援，その他の順として許可決定する。 ４　広報戦略推進本部長は，許可決定した場合は，別紙様式により，申請者にその旨を通知する。 （設置等） 第６　申請者は，広報戦略推進本部長からの許可決定通知に従い，バナーの設置をすることができる。 ２　バナーの設置及び撤去は，申請者が行う。ただし，設置及び撤去は，安全性確保のため，専門の業者に依頼することとし，当該経費は申請者が負担する。 （設置許可内容の変更指示） 第７　広報戦略推進本部長は，特別な事情が生じた場合，申請者に許可決定を通知した後であっても，申請者に対しその許可内容の変更を指示することができる。 〔省略〕 別紙様式 申請日：平成○○年○○月○○日 正門通りのバナー設置許可申請書	〔省略〕 （申請） 第４　バナーを設置しようとする者（以下，「申請者」という。）は，別紙様式により，原則として，設置開始予定日の属する月の２カ月前の月末までに，広報戦略室長に申請することとする。 （許可） 第５　広報戦略室長は，申請者から申請があったときは，申請内容を確認し，設置許可期間を付して許可決定する。 ２　広報戦略室長は，申請の内容について修正を要すると判断した場合は，修正の指示を付して許可決定する。 ３　広報戦略室長は，設置希望期間が重複する複数の申請を受け付けた場合，優先順位を，大学主催，大学共催，大学後援，その他の順として許可決定する。 ４　広報戦略室長は，許可決定した場合は，別紙様式により，申請者にその旨を通知する。 （設置等） 第６　申請者は，広報戦略室長からの許可決定通知に従い，バナーの設置をすることができる。 ２　バナーの設置及び撤去は，申請者が行う。ただし，設置及び撤去は，安全性確保のため，専門の業者に依頼することとし，当該経費は申請者が負担する。 （設置許可内容の変更指示） 第７　広報戦略室長は，特別な事情が生じた場合，申請者に許可決定を通知した後であっても，申請者に対しその許可内容の変更を指示することができる。 〔省略〕 別紙様式 申請日：平成○○年○○月○○日 正門通りのバナー設置許可申請書

（兼 許可決定通知書） 広報戦略推進本部長　殿 〔省略〕 平成○○年○○月○○日 ○○○○　殿 広報戦略推進本部長 〔省略〕 附　則 この取扱いは，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	（兼 許可決定通知書） 広報戦略室長　殿 〔省略〕 平成○○年○○月○○日 ○○○○　殿 広報戦略室長 〔省略〕

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （選考） 第９　前項の入学志願者について，東京学芸大学国際戦略推進本部（以下「推進本部」という。）が選考し，受入候補者を決定する。 〔省略〕 （入学許可の取消し） 第１４　学長は，短期留学生が短期留学プログラムの趣旨に反する行為等があると認められるときは，推進本部の議を経て，入学許可を取り消すことができる。 〔省略〕 附　則 この要領は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （選考） 第９　前項の入学志願者について，東京学芸大学国際戦略推進本部留学プログラム実施部会（以下「部会」という。）が選考し，受入候補者を決定する。 〔省略〕 （入学許可の取消し） 第１４　学長は，短期留学生が短期留学プログラムの趣旨に反する行為等があると認められるときは，部会の議を経て，入学許可を取り消すことができる。 〔省略〕

東京学芸大学短期留学プログラムカリキュラム実施要領の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（成績提出期日） 第１８　成績提出の期日は，学期終了後，２週間以内とする。ただし，短期留学生の短期留学プログラムの最終学期の成績提出は，その都度定める。 ２　やむを得ない事情のため，定められた期日までに成績を提出できない短期留学プログラムの授業科目については，延期願を国際戦略推進本部長へ願い出て承認を得なければならない。	（成績提出期日） 第１８　成績提出の期日は，学期終了後，２週間以内とする。ただし，短期留学生の短期留学プログラムの最終学期の成績提出は，その都度定める。 ２　やむを得ない事情のため，定められた期日までに成績を提出できない短期留学プログラムの授業科目については，延期願を留学プログラム実施部会長へ願い出て承認を得なければならない。
〔省略〕	〔省略〕
（授業編成） 第２０　短期留学プログラムの授業科目の授業編成及び授業運営については，国際戦略推進本部が計画立案し，その実施に当たるものとする。 （授業開設数） 第２１　授業開設数については，別に定め，運営するものとする。 ２　前項に規定する授業開設数の変更を必要とする短期留学プログラムの授業科目については，国際戦略推進本部が審議する。 （授業開設方法） 第２２　短期留学プログラムの授業科目は，定められた授業時限の枠に開設する。 ２　前項の規定にかかわらず，国際戦略推進本部が承認した短期留学プログラムの授業科目については，授業開設の方法を変更して実施することができる。 ３　前項に規定する授業開設方法の変更を実施するに際し，必要な事項は国際戦略推進本部が決定する。	（授業編成） 第２０　短期留学プログラムの授業科目の授業編成及び授業運営については，留学プログラム実施部会が計画立案し，その実施に当たるものとする。 （授業開設数） 第２１　授業開設数については，別に定め，運営するものとする。 ２　前項に規定する授業開設数の変更を必要とする短期留学プログラムの授業科目については，留学プログラム実施部会が審議する。 （授業開設方法） 第２２　短期留学プログラムの授業科目は，定められた授業時限の枠に開設する。 ２　前項の規定にかかわらず，留学プログラム実施部会が承認した短期留学プログラムの授業科目については，授業開設の方法を変更して実施することができる。 ３　前項に規定する授業開設方法の変更を実施するに際し，必要な事項は留学プログラム実施部会が決定する。
〔省略〕	〔省略〕
（補則） 第２５　この要領に定めるもののほか，短期留学プログラムのカリキュラムに関し，必要な事項は，国際戦略推進本部が別に定める。	（補則） 第２５　この要領に定めるもののほか，短期留学プログラムのカリキュラムに関し，必要な事項は，留学プログラム実施部会が別に定める。
〔省略〕	〔省略〕

附　則 この要領は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	

自己点検評価に関するデータの活用についての一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程第１５条に基づき，教員の総合的業績評価のために収集されたデータ（ただし，各領域の個人評点を除く。）について，下記の組織が下記のデータを，大学運営のための基礎資料として活用することを承認する。ただし，個人名を含むデータを学内外に公表する場合は，当該教員の同意を得るものとする。 なお，戦略評価推進本部は，提供したデータ，提供先及び使用目的について，年度末に役員会に報告するものとする。 記 （１）　戦略評価推進本部　　企画評価のために必要なデータ （２）　国際戦略推進本部　　国際交流活動に関するデータ （３）　社会連携推進本部　　社会貢献活動に関するデータ （４）　男女共同参画推進本部　　男女共同参画に関するデータ （５）　ＰＤ推進本部　　ＦＤに関するデータ （６）　教育実践研究推進本部　　研究活動に関するデータ 〔省略〕 附　則 平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。ただし，第５号の改正規定は，平成30年４月１日から適用する。	〔省略〕 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程第１５条に基づき，教員の総合的業績評価のために収集されたデータ（ただし，各領域の個人評点を除く。）について，下記の組織が下記のデータを，大学運営のための基礎資料として活用することを承認する。ただし，個人名を含むデータを学内外に公表する場合は，当該教員の同意を得るものとする。 なお，戦略評価室は，提供したデータ，提供先及び使用目的について，年度末に役員会に報告するものとする。 記 （１）　戦略評価室　　企画評価のために必要なデータ （２）　国際戦略推進本部　　国際交流活動に関するデータ （３）　社会連携推進本部　　社会貢献活動に関するデータ （４）　男女共同参画推進本部　　男女共同参画に関するデータ （５）　ＦＤ・ＳＤ推進本部　　ＦＤに関するデータ （６）　教育実践研究推進本部　　研究活動に関するデータ 〔省略〕

危機管理マニュアルの作成等に関する基本方針の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （基本マニュアル） 第２　東京学芸大学危機管理会議（以下「危機管理会議」という。）は，危機管理に関する基本マニュアル（以下「基本マニュアル」という。）を作成するものとする。 （個別マニュアル） 第３　危機管理に関係する委員会，会議又は部局（以下「関係委員会等」という。）は，必要と認められる場合は，基本マニュアルに基づき，危機管理に関する個別マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）を作成するものとする。 （作成の指示） 第４　危機管理会議は，特に重要と思われる個別マニュアルについて，その作成を関係委員会等に指示するものとする。 （報告） 第５　関係委員会等の長は，個別マニュアルを作成したときは，危機管理会議に報告しなければならない。 （管理・調整） 第６　危機管理会議は，基本マニュアル及び個別マニュアルを一元的に管理の上，総合的な調整を図り，必要な措置を講ずるものとする。 （改訂） 第７　危機管理会議は，基本マニュアルについて常に点検し，必要と認められる場合は，速やかに改訂を行うものとする。 ２　関係委員会等は，個別マニュアルについて常に点検し，必要と認められる場合は，速やかに改訂を行うものとする。 （利便性の向上） 第８　危機管理会議及び関係委員会等は，個別マニュアルの利便性の向上を図るため，必要な措置を講ずるものとする。 〔省略〕 附　則 この基本方針は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （基本マニュアル） 第２　危機管理委員会は，危機管理に関する基本マニュアル（以下「基本マニュアル」という。）を作成するものとする。 （個別マニュアル） 第３　危機管理に関係する委員会又は部局（以下「関係委員会等」という。）は，必要と認められる場合は，基本マニュアルに基づき，危機管理に関する個別マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）を作成するものとする。 （作成の指示） 第４　危機管理委員会は，特に重要と思われる個別マニュアルについて，その作成を関係委員会等に指示するものとする。 （報告） 第５　関係委員会等の長は，個別マニュアルを作成したときは，危機管理委員会に報告しなければならない。 （管理・調整） 第６　危機管理委員会は，基本マニュアル及び個別マニュアルを一元的に管理の上，総合的な調整を図り，必要な措置を講ずるものとする。 （改訂） 第７　危機管理委員会は，基本マニュアルについて常に点検し，必要と認められる場合は，速やかに改訂を行うものとする。 ２　関係委員会等は，個別マニュアルについて常に点検し，必要と認められる場合は，速やかに改訂を行うものとする。 （利便性の向上） 第８　危機管理委員会及び関係委員会等は，個別マニュアルの利便性の向上を図るため，必要な措置を講ずるものとする。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する広告の規格等についての一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 ４　その他 上記によりがたい場合は，広報戦略推進本部で協議をして決定する。 〔省略〕 附　則 平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 ４　その他 上記によりがたい場合は，広報戦略室で協議をして決定する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学知的財産ポリシーの一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 1　基本的考え方 (1)～(5)　〔省略〕 (6)　審議機関 本学の職員等が創出した知的財産の取扱いに関する基本方針及び具体的事項に関する審議は，東京学芸大学発明審査会議（以下「発明審査会議）という。）において行う。 2　研究成果等に対する取扱等 (1)・(2)　〔省略〕 (3)　権利の承継等の決定 発明の届出を受けた学長は，発明審査会議の審査報告に基づき，速やかに届出のあった発明に係る特許を受ける権利の承継の可否及び特許出願を行う場合の必要事項（以下「権利の承継等」という。）について決定する。 (4)・(5)　〔省略〕 (6)　権利の放棄 本学が保有する特許権等のうち，技術移転の見込みがない等の理由により大学として保有しておく必然性のないものについて，当該特許権等の放棄を発明審査会議の審議を経て決定することができる。 (7)～(10)　〔省略〕 (11)　異議の申立て 本学の職員等は，その創出した知的財産の取扱いについて異議がある場合は，学長に異議を申し立てることができる。 異議の申立てを受けた学長は，発明審査会議の議を経て速やかにその取扱いを決定する。 ただし，その際の発明審査会議の委員には，当該知的財産を審査した発明審査会議のメンバーに更に別の者を加えることとする。 なお，異議の申立てを行った者は，上記の決定に対して，再度異議の申立てを行うことはできない。	〔省略〕 1　基本的考え方 (1)～(5)　〔省略〕 (6)　審議機関 本学の職員等が創出した知的財産の取扱いに関する基本方針及び具体的事項に関する審議は，発明審査委員会において行う。 2　研究成果等に対する取扱等 (1)・(2)　〔省略〕 (3)　権利の承継等の決定 発明の届出を受けた学長は，発明審査委員会の審査報告に基づき，速やかに届出のあった発明に係る特許を受ける権利の承継の可否及び特許出願を行う場合の必要事項（以下「権利の承継等」という。）について決定する。 (4)・(5)　〔省略〕 (6)　権利の放棄 本学が保有する特許権等のうち，技術移転の見込みがない等の理由により大学として保有しておく必然性のないものについて，当該特許権等の放棄を発明審査委員会の審議を経て決定することができる。 (7)～(10)　〔省略〕 (11)　異議の申立て 本学の職員等は，その創出した知的財産の取扱いについて異議がある場合は，学長に異議を申し立てることができる。 異議の申立てを受けた学長は，発明審査委員会の議を経て速やかにその取扱いを決定する。 ただし，その際の発明審査委員会の委員には，当該知的財産を審査した委員会のメンバーに更に別の者を加えることとする。 なお，異議の申立てを行った者は，上記の決定に対して，再度異議の申立てを行うことはできない。

３　知的財産等の管理・活用の推進 (1)　〔省略〕 (2)　実施等に伴う発明者等への補償 　本学は当該発明等の創作が発明者の知識と技術によって生み出されたことに十分配慮し，本学が職務発明等に基づく知的財産権の実施又は処分により収入を得たときは，当該発明者に対し，実施補償金を支払うものとする。当該補償金の額等については，発明審査会議が発明補償に関する要項を別に定め，これに従うものとする。これらの補償金を受ける権利は，当該権利に関わる発明者が転出又は退職した後も存続し，当該権利に関わる発明者が死亡したときは，その者の相続人がその権利を承継する。 (3)　〔省略〕 (4)　知的財産権の実施許諾・移転・譲渡 　本学が承継した知的財産権の実施許諾，移転及び譲渡について，企業等から要請があった場合には，発明審査会議において審議する。 〔省略〕 附　則 このポリシーは，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	３　知的財産等の管理・活用の推進 (1)　〔省略〕 (2)　実施等に伴う発明者等への補償 　本学は当該発明等の創作が発明者の知識と技術によって生み出されたことに十分配慮し，本学が職務発明等に基づく知的財産権の実施又は処分により収入を得たときは，当該発明者に対し，実施補償金を支払うものとする。当該補償金の額等については，発明審査委員会が発明補償に関する要項を別に定め，これに従うものとする。これらの補償金を受ける権利は，当該権利に関わる発明者が転出又は退職した後も存続し，当該権利に関わる発明者が死亡したときは，その者の相続人がその権利を承継する。 (3)　〔省略〕 (4)　知的財産権の実施許諾・移転・譲渡 　本学が承継した知的財産権の実施許諾，移転及び譲渡について，企業等から要請があった場合には，発明審査委員会において審議する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学利益相反マネジメントポリシーの一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 4　利益相反マネジメントの対象等 （1）対象者 本ポリシーの対象者は、以下の通りである。 ①役員及び教職員（非常勤職員を含む。） ②本学及び職員等が行う学外との共同研究、受託研究等に参画する本学の学生等 ③その他本学の利益相反会議が指定する者 （2）　〔省略〕 5　利益相反マネジメントの体制 （1）利益相反会議の設置 本学における利益相反に関する事項について適切な管理を行うために、本学に東京学芸大学利益相反会議（以下「利益相反会議」という。）を置く。利益相反会議に関することは別に定める。 （2）その他 その他利益相反マネジメントを行う上で必要な体制について、利益相反会議で審議の上、必要に応じて設置することができる。 6　利益相反マネジメントの方法 （1）利益相反に関する自己申告 職員等は、必要に応じて利益相反会議に対し自己申告するものとする。自己申告に関することは利益相反会議が別に定める。 （2）モニタリングの実施 利益相反会議は、個人情報の保護に留意しつつ必要に応じて、自己申告及び職員等から得られた情報に基づいて利益相反に関する事実調査を行うとともに、利益相反問題の生じる可能性がある場合は、それらの内容に関して審議する。 （3）研修の実施 利益相反会議は、職員等を対象に利益相反問題への適切な対処に必要な研	〔省略〕 4　利益相反マネジメントの対象等 （1）対象者 本ポリシーの対象者は、以下の通りである。 ①役員及び教職員（非常勤職員を含む。） ②本学及び職員等が行う学外との共同研究、受託研究等に参画する本学の学生等 ③その他本学の利益相反委員会が指定する者 （2）　〔省略〕 5　利益相反マネジメントの体制 （1）利益相反委員会の設置 本学における利益相反に関する事項について適切な管理を行うために、本学に東京学芸大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会に関することは別に定める。 （2）その他 その他利益相反マネジメントを行う上で必要な体制について、委員会で審議の上、必要に応じて設置することができる。 6　利益相反マネジメントの方法 （1）利益相反に関する自己申告 職員等は、必要に応じて委員会に対し自己申告するものとする。自己申告に関することは委員会が別に定める。 （2）モニタリングの実施 委員会は、個人情報の保護に留意しつつ必要に応じて、自己申告及び職員等から得られた情報に基づいて利益相反に関する事実調査を行うとともに、利益相反問題の生じる可能性がある場合は、それらの内容に関して審議する。 （3）研修の実施 委員会は、職員等を対象に利益相反問題への適切な対処に必要な研修を実

修を実施する。 〔省略〕 附　則 このポリシーは，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	施する。 〔省略〕